

保健福祉事務所処務規程（平成18年佐賀県訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月29日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（保健福祉事務所長の専決事項）</p> <p>第2条 保健福祉事務所長（以下この条において「所長」という。）は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(48) 略</p> <p>(49) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第12項</u>の規定による障害者支援施設及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項の規定による児童福祉施設（障害児に係る施設に限る。）の指導に関すること。</p> <p>(49)の2～(94) 略</p> <p>(94)の2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項の規定による医師の届出の受理に関すること。</p> <p>(94)の3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13条第1項の規定による獣医師の届出の受理に関すること。</p> <p>(94)の4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する</p>	<p>（保健福祉事務所長の専決事項）</p> <p>第2条 保健福祉事務所長（以下この条において「所長」という。）は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(48) 略</p> <p>(49) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第11項</u>の規定による障害者支援施設及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項の規定による児童福祉施設（障害児に係る施設に限る。）の指導に関すること。</p> <p>(49)の2～(94) 略</p> <p>(94)の2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項及び<u>第2項</u>の規定による医師の届出の受理及び厚生労働大臣への報告に関すること。</p> <p>(94)の3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13条第1項から<u>第3項</u>までの規定による獣医師及び動物の所有者の届出の受理並びに厚生労働大臣への報告に関すること。</p> <p>(94)の4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する</p>

改正前	改正後
<p>法律第 14 条第 2 項の規定による指定届出機関の管理者の届出の受理に関すること。</p>	<p>法律第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定による指定届出機関の管理者の届出の受理及び厚生労働大臣への報告に関すること。</p>
<p>(95) 略</p>	<p>(95) 略</p>
<p>(96) ~ (96) の 3 略</p>	<p><u>(95) の 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条第 3 項の規定による検体又は感染症の病原体の提出及び採取に関すること。</u></p> <p><u>(95) の 3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条第 4 項の規定による検査の実施に関すること。</u></p>
<p>(97) ~ (102) の 4 略</p>	<p>(96) ~ (96) の 3 略</p> <p><u>(96) の 4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 16 条の 3 第 1 項及び第 3 項の規定による検体の提出又は採取の勧告及び採取に関すること。</u></p> <p><u>(96) の 5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 16 条の 3 第 7 項及び第 8 項の規定による検査の実施及び厚生労働大臣への報告に関すること。</u></p>
<p>(97) ~ (102) の 4 略</p>	<p>(97) ~ (102) の 4 略</p> <p><u>(102) の 5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 26 条の 3 第 1 項(同法第 50 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による検体又は感染症の病原体の提出命令に関すること。</u></p> <p><u>(102) の 6 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 26 条の 3 第 3 項の規定による検体又は感染症の病原体の収去に関すること。</u></p> <p><u>(102) の 7 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 26 条の 3 第 5 項及び第 6 項(同法第 50 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による検査の実施及び厚生労働大</u></p>

改正前	改正後
<p>(103)～(105) 略</p> <p>(106) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 17 条第 3 項及び第 4 項（同法第 23 条（同法第 26 条において準用する場合を含む。）及び第 49 条において準用する場合を含む。）並びに第 36 条第 1 項及び第 2 項（同法第 50 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による書面による通知及び書面の交付に関すること。</p> <p>(107)・(108) 略</p> <p>(109) 略</p> <p>(109)の 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 44 条の 3 の規定による感染を防止するための協力要請等に関すること。</p>	<p><u>臣への報告に関すること。</u></p> <p><u>(102)の 8 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 26 条の 4 第 1 項及び第 3 項の規定による検体の提出及び採取に関すること。</u></p> <p><u>(102)の 9 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 26 条の 4 第 5 項及び第 6 項（同法第 50 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による検査の実施及び厚生労働大臣への報告に関すること。</u></p> <p>(103)～(105) 略</p> <p>(106) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 16 条の 3 第 5 項及び第 6 項（同法第 23 条（同法第 26 条において準用する場合を含む。）第 44 条の 7 第 9 項、第 45 条第 3 項及び第 49 条において準用する場合を含む。）並びに第 36 条第 1 項及び第 2 項（同法第 50 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による書面による通知及び書面の交付に関すること。</p> <p>(107)・(108) 略</p> <p><u>(108)の 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 42 条の規定による緊急時の医療に係る特例に関する申請の受理及び審査に関すること。</u></p> <p>(109) 略</p> <p>(109)の 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 44 条の 3 第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項（同法第 50 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による感染を防止するための協力要請等に関すること。</p> <p><u>(109)の 3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 44 条の 7 第 1 項及び第 3 項の規定による検体の提出又は</u></p>

改正前	改正後
<p>(110) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 45 条の規定による健康診断に関すること。</p> <p>(111) ~ (114) 略</p> <p>(115) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 50 条第 1 項の規定によりみなして適用される同法第 27 条から第 31 条まで及び第 35 条第 1 項の規定による措置の全部又は一部の実施に関すること。</p> <p>(116) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 50 条の 2 の規定による感染を防止するための協力要請等に関すること。</p> <p>(116) の 2 ~ (215) 略</p> <p>(216) 水質汚濁防止法第 13 条第 1 項及び第 13 条の 2 第 1 項の規定による改善命令及び使用等の一時停止命令に関すること。</p> <p>(217) ~ (299) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p><u>採取の勧告及び採取に関すること。</u></p> <p><u>(109) の 4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 44 条の 7 第 5 項及び第 6 項の規定による検査の実施及び厚生労働大臣への報告に関すること。</u></p> <p>(110) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 45 条第 1 項及び第 2 項の規定による健康診断に関すること。</p> <p>(111) ~ (114) 略</p> <p>(115) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 50 条第 1 項の規定によりみなして適用される同法第 26 条の 3 第 1 項及び第 3 項、第 26 条の 4 第 1 項及び第 3 項、第 27 条から第 31 条まで並びに第 35 条第 1 項の規定による措置の全部又は一部の実施に関すること。</p> <p>(116) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 50 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による感染を防止するための協力要請等に関すること。</p> <p>(116) の 2 ~ (215) 略</p> <p>(216) 水質汚濁防止法第 13 条第 1 項、第 13 条の 2 第 1 項及び第 13 条の 3 第 1 項の規定による改善命令及び使用等の一時停止命令に関すること。</p> <p>(217) ~ (299) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。